

○平成十三年総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づく指定に関する件）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、<u>光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）</u>及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 十 略</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）</p> <p>二 十 略</p>